

# 陸奥國大國造考

板橋 源

A Study on the "Daikokuzō" in Mutsu Province

Gen ITABASHI

## 1 序 言

大化改新後と雖も律令制天皇古代国家の国郡地方制度のうちに国造が存続していたことは周知のところであり、しかも改新後の国造の性格に関して諸先学の研究がある。律令的国郡地方制度下、陸奥においては特に大國造というもののあつたことも早くから注目されていた。

本稿は陸奥国大國造の性格を幾分なりとも明らかにすべく一応の史料を整理してみた小論考にすぎない。

## 2 機 能

陸奥国大國造に関する直接史料は次の三つである。

○第一、続日本紀、称徳天皇、神護景雲元年十二月甲申（八日）条、外従五位下武蔵宿禰不破麻呂為武蔵国国造、正四位上道嶋宿禰嶋足為陸奥国大國造、従五位上道嶋宿禰三山為国造。

○第二、同上、神護景雲三年三月辛巳（十三日）条。

陸奥国白河郡人外正七位上丈部子老・賀美郡人丈部国益・標葉郡人正六位上丈部賀例努等十八賜姓阿倍陸奥臣……並是大國造道嶋宿禰嶋足之所請也。

○第三、類聚国史一九国造、桓武天皇、延暦二十一年十二月庚寅（八日）条。

鎮守軍監外従五位下道嶋宿禰御楯為陸奥国大國造。

以上の如く、大國造は国造と共に任ぜられたものであるから官職であつたことが知られる。神

祇令第19条の集解にも「先云……国造謂官之名耳」とあるので官職たることはいよいよ明らかである。元明天皇の和銅6年に丹波国五郡を割いて建置された丹後国に国造があり<sup>(1)</sup>又同年に備前国六郡を割いて建置された美作国にも国造があつたことは、やはり国造は任命されるものであつたことの例証となる。<sup>(2)</sup>

しかし乍ら、国造という官職は律令制度本来のたてまえからいえば否定さるべきものであつたがその伝統性の故に否定し去りがたく、従つて公認されるにいたつた性質の官職であつたと考えられる。出雲<sup>(3)</sup>や紀伊の如く過去からの大きな背影をもつ国々の国造には、貞観儀式の太政官曹司庁任出雲国造儀や太政官曹司庁任紀伊国造儀の如き特別の任命儀礼があつたのも、この故である<sup>(4)</sup>。続日本後紀の嘉祥2年閏12月条に、紀伊国守伴宿禰龍男と国造紀宿禰高継との争いを述べて「国造者非国司解却之色」とある。紀伊国造の地位は国司の権限をもつては解任できないものであつた。このことは他の国の国造の地位についても同様であつたかどうかは俄に断じがたいとしても、国造は一つの官職であつたことが知られるのである。

国造は任命される官職であるからには、官職としての機能のあつたことが予想されてくる。以下その機能について考えてみる。

### 1, 地方請願仲介

神護景雲3年3月、陸奥国大國造の請願により陸奥任人がそれぞれ新姓を賜つた。表示すると次の如くである。

新 賜 姓	新 賜 姓 人			
	住 郡 名	官 位	氏 姓 名	人 員
阿 倍 陸 奥 臣	白 河 郡 賀 美 〃 標 葉 〃	外 正 八 位 上 〃 正 六 位 上	丈 部 子 老 〃 國 益 〃 賀 例 努	等 十 人
阿 倍 安 積 臣	安 積 〃	外 從 七 位 下	〃 直 繼 足	
阿 倍 信 夫 臣	信 夫 〃	外 正 六 位 上	〃 大 庭	等
安 倍 柴 田 臣	柴 田 〃	〃	〃 嶋 足	
阿 倍 會 津 臣	會 津 〃	正 八 位 下	〃 庭 虫	等 二 人
於 保 磐 城 臣	磐 城 〃	外 正 六 位 上	〃 山 際	
武 射 臣	牡 鹿 〃	外 正 八 位 下	春 日 部 奥 麻 呂	等 三 人
湯 坐 日 理 連	亙 理 〃	外 從 七 位 上	宗 何 部 池 守	等 三 人
靱 大 伴 連	白 河 〃 黒 川 〃	外 正 七 位 下 外 從 六 位 下	靱 大 伴 部 繼 人 〃 弟 虫	等 八 人
大 伴 行 方 連	行 方 〃	外 正 六 位 下	大 伴 部 三 田	等 四 人
大 伴 苜 田 臣	苜 田 〃	外 正 六 位 上	〃 人 足	
大 伴 柴 田 臣	柴 田 〃	外 從 八 位 下	〃 福 麻 呂	
磐 瀨 朝 臣	磐 瀨 〃	外 正 六 位 上	吉 彌 候 部 人 上	
上 毛 野 陸 奥 公	宇 多 〃	外 正 六 位 下	〃 文 知	
上 毛 野 名 取 朝 臣	多 取 〃 賀 美 〃	外 正 七 位 下 〃	〃 老 人 〃 大 成	九 人
上 毛 野 鎌 山 公	信 夫 〃	外 從 八 位 下	〃 足 山 守	等 七 人
上 毛 野 中 村 公	新 田 〃	外 大 初 位 上	〃 豊 庭	
下 毛 野 靜 戸 公	信 夫 〃	外 少 初 位 上	〃 廣 國	
下 毛 野 俯 見 公	玉 造 〃	外 正 七 位 上	〃 念 丸	等 七 人

新賜姓人の記載形式をみると必ずしも位階の順序によつていない。これはその氏族の宗家と分枝との関係に重点をおいた記載法をとつたものであろう。新姓を賜つた家の名はいずれも部という文字を負うている。和銅元年の造籍と推定される陸奥国戸籍殘簡に見えている氏姓もすべて部という文字をその名に負うている<sup>5)</sup>。新賜姓のものの中には明らかに夷種の豪族が含まれている。吉彌侯部がそれである註6。又、郡ごとについてみると、新姓を賜るほどの豪族は郡に一つとは限つていないことに気付く。

さて、陸奥国大国造が賜姓請願の仲介の勞をとつたことと關聯して考えねばならぬ事例が續日本紀の延暦7年6月条に見えている。それによれば「美作備前2 国国造中宮大夫從四位上兼摂津大夫民部大輔和氣朝臣清麻呂」が備前国和氣郡河西の百姓 170餘人の建郡請願を中央政府に対し仲介し成功している。この時の清麻呂の官職からみれば都に居つたと考えるのが至当であるから、在国国造ではない。しかし乍ら、建郡請願の実現を期すため百姓達は同郡出身者であつて中央官界における成功者でもあり且つ郷

国と最も関係の深い国造でもある清麻呂に運動してもらつたものである。律令制地方行政のためえからいうならば、建郡は中央政府と地方国司との間で処理すべきものであろう。かくみてくると建郡請願進達は、分掌事務として履行義務をうらづけとする国造の「職掌」ではなく、なせばなしうるといふ意味での国造の「機能」の一つであつて、しかもそのことが国造であればこそ専横とか越権とかの謗りをうけることなしに承認されるといつた機能を国造がもつていたことを示している。新賜姓請願をした大國造嶋足はこの時近衛員外中将兼相模守で勲二等正四位上であつたし、その前後の事歴からみると後述する如く陸奥在国の国造とは考えがたい。そうすると、新賜姓請願も建郡請願の場合と全く同一ケースの機能であつたと考えられてくるのである。

## 2 祭祀

国造はその国造国の祭祀に関係があつたことは既に先学の指摘するところである。更に、国造国内のすべての神社の祭祀に当つたものではなく、それは大化以後になつて一国に一社づつ定められたらしく思はれる国魂の神社についてであつたらうという新しい研究もなされている。しかし諸先学の御垂教をいただきたく、この点に関して若干の疑いを次に申し述べてみたい。

国造の関係した神社は国魂の神社であらうという点について、先学みずからもいわれる如く、摂津や尾張のように国魂神社が2つある国もあるし、また神名帳によれば国魂神社のみえない国もある。もつとも、故喜田博士の指摘された如く延喜式神名帳には杜撰な点もあるので註7、俄に断じがたいが因に国魂神社のみえない国を教えあげてみると50近い数になるのである。とにかくこの結果は注目されなければならぬと思う。更に、国造の関係したと考えられる国魂神社が見えない国にして明らかに国造の存在していた例がある。駿河(続日本紀、桓武紀、延暦10年4月条)、相模(同上、称徳紀、神護景雲2年2月条)、武蔵(同上、神護景雲元年

12月条及び類聚国史19国造、延暦14年12月条)、美濃(続日本紀、神護景雲2年6月条及び続日本後紀、仁明紀、承和7年4月条)、飛驒(続日本紀、延暦2年12月条)、丹後(同上、延暦2年3月条)、因幡(同上、光仁紀、宝龜2年12月条)、美作(同上、延暦7年6月条)、備前(同上)、安芸(三代実録、清和紀、貞観4年7月条、但し未確定)、讃岐(同上、貞観3年11月条)等の約10ヶ国である。以上10ヶ国以外の諸国についても、国造がなかつたという確証があるわけではない。従つて、国造は国造国の国魂神社をまつるものであつたらしいという見解に対しては深い疑が生じてくるのである。

さらに方面を変えて、国魂神社の見えない国々のうちで、国造存在のうらづけとなる国造田の明らかに存在した国を数えてみると、三河・駿河・相模・武蔵・上総・下総・近江・美濃・飛驒・信濃・下野・若狭・越前・加賀・越中・丹後・因幡・伯耆・石見・隠岐・播磨・美作・備中・備後・安芸・長門・讃岐・伊予・筑前・筑後・豊前・肥後・肥前・日向等の34ヶ国の多きに達する。いよいよ疑が深くなつてくるのである。

以上によつて、国造の関係した神は国魂神に限られていたと解すよりも、大化以前の如く国造国の神々に関係するものであつたと解したい。大化以前の国造本来の性格からみるならば、地方の一定地域内における行政権と祭祀権との一切を包括した統治権をもつものであつたから、その祭るところの神々は中央主権者に由来する天神系の神々に限らず地方の地祇系の神々が主であつた筈である。ところが、統治権が中央主権者に掌握されるにいたると、それにとりなつて従前の行政権は中央主権者に吸収された大化改新以後は事情が變つてきて、中央主権者の奉ずる天神系と在来からの地祇系のうちのある許された神々とが国造によつて祭られるにいたつたものであらう。

ところが、今の明文によれば諸国の祭祀は国司の所管となつている。職員令大國条に「掌祠社」とあり、祠社とは職員令摂津職条の義解に

「謂祠者百神也，社者檢校諸社也，凡稱祠社者，皆准此例」と解している。しからば、国造の関与する祭祀はいかに解すべきであろうか。三代格所收延暦17年3月29日太政官符が手がかりとなる。

「応任出雲国意宇郡大領事

右被大納言從三位神王宣稱，奉勅昔者国造郡領職員有別，各守其任不敢違越，慶雲三年以來令国造帶郡領，寄言神事動廢公務，雖則有闕意而不加刑罰，乃有私門日益不利公家，民之父母還為巨蠹，自今以後宜改旧例国造郡領分職任之」

これによれば国造も郡領と共に職分をもつものであるが、郡領の職分は「公家」のものであるのに対して国造は「私門」と表現されている。言を神事に寄せて郡領の職掌を闕意することは「公務」を廢すことである。これに対して国造の祭祀は公務ではなかつたとは言え切れぬとしても郡領職掌が嚴然たる公務であつたのに比しては軽いものであつたことが察知されるのである。先に陸奥国大國造の賜姓請願の項で述べた如く、祭祀のことも義務履行を絶対要件とする「職掌」としてあつたのではなくして、国造の伝統性に根ざしたものであつてそれ故に「為すことの出来る」いわば一つの機能としてあつたものであると考えられるのである。但し、この見解を否定する史料も又存在する。それは天武紀の次の如き記載である。

○第一、日本書紀、天武五年八月条

詔曰、四方為大解除、用物則国別国造輸被柱、馬一匹、布一常、以外郡司、各刀一口、鹿皮一張、<sup>〃</sup>籠一口、刀子一口、鎌一口、矢一具、稻一束、且每户麻一条。

○第二、同上、天武紀十年七月条

令天下悉大解除、當此時国造等各出被柱奴婢一口、而解除。

これらの反対史料の理解の仕方であるが、いづれも天武天皇の御治世である点が注意をひく。大化改新断行の中大兄皇子といろいろの点において対立的關係にあつた天武天皇は、旧勢力の一拠点であつた国造の潜在的伝統勢力の宥和策

としてその存続を肯定し、地方統治における政治面は中央に吸収し乍らもその祭祀面においては寛容策をとらざるをえなかつた。天武紀に限って見えているこれらの反対史料は、かかる緩和妥協策についてのべているものと解されるのである。大解除における国造の職分を規定した天武紀10年7月条の趣旨は神祇令第19条にも踏襲されて、諸国の大政には「其国造出馬一疋」という条文になつているが、しかしその集解では

「穴云、……若国造厥者、無馬也」

「今行事使(便)得耳」

「先云、…無国造者、郡司兼亦出馬耳、若專無国造者、不可出馬也」

とあつて、時の慣行としては馬は便宜に従つて出していたものであつた。若しも国造の祭祀が履行義務を裏づけとした職掌であるとするならば、かかる職掌をもつた国造を欠く国があつたということは理解しがたいし、次に国造を欠く国があつたということは国造の祭祀に関与するその仕方が、なさねばならぬというような性格のものではなくして、中央政府の側からいうならば国造に対して「なすことが望ましい」というほどのものであり、国造の側からみるならば「なすことができる」——国造にだけ許された機能であり従つてこれをなしうるといふことは社会的榮譽を帯びている——というほどの意味のものであつたのであろう。このような傾向が天武天皇の代を下るにつれて次第に明確になつて行つたものと考えられる。

国造の機能は履行義務を裏づけとした職掌ではなかつたことは、国造が必ずしも在国するを要しなかつたことからいえることである。

国造はその郷閭国と古い關係をもつものであるから、この關係の永いか短いかによつて性格を異にして居つたものであろう。出雲や紀伊の如く特殊な歴史性をもつた国造は在国が原則であつた。一般に国造の權威は社会的伝統性に由来している。令には規定されていないものであつたが、地方人の仰ぎみる社会的傳統的榮譽は高いものであつたと思はれる。地方人によつ

て支えられた榮譽は反射的に中央官界に対してもある程度の権威として作用することは考えられることである。ここにいたれば、令の規定外のものであつても、令を越えて社会的榮譽となる。一身にして清麻呂の如く二国の国造をかねる者があつたと共に、陸奥に国造の外に大國造があつた理由も、ここに由来するものであるう。

### 3 郡司選任優先権

選叙令郡司条に「其大領少領才用同者、先取国造」とあるので贅言を要しない。郡司選任に当り、才用同じ場合にはという条件付きではあるが国造には優先権が認められていた。

陸奥のうちでも蝦夷地近接地帯の郡司選叙には特例があつたことについて一言しておきたい。天平七年に郡司の同姓補任が禁止され、この禁令が弘仁五年にいたつて郡司のうち主政主帳に限つて同姓人を補することが許されるまで続いた。この場合にも、神郡国造と陸奥の蝦夷近接郡司には同姓補任が依然として認められていたのである註8。

### 4 任官優先権

天武天皇の五年、畿外の人々の任官を志望するものについては日連伴造の子と並んで国造の子は優先的に許し、それ以外の庶人については才能によれと勅している<sup>9)</sup>。

この規定は何時頃まで存続したかは明確に知ることにはできないが、国造の祭祀機能の頃において既に指摘した如く、天武朝の反改新的国造勢力宥和策の一環として理解すべきものであらう。

註: 1) 續日本紀, 桓武天皇, 延暦二年三月條

2) 同上, 延暦七年六月條

日本後紀, 延暦十八年二月條, 同十二月條

3) 長保四年六月十八日, 出雲國造任符が新訂増補國史大系本類聚符宣抄三五頁にみえている。

4) 大日本史料第一編之五, 七五四頁所收洞院家記延長三年十月九日に「安房國造, 出雲國造, 紀伊國造, 已上三國造, 依奉勅官符補」とあるので, 安房國造も特殊な國造であつたことがわかる。

5) 板橋源, 陸奥國古代戸籍殘簡考, 岩手史學研

究, 第十一號

6) 證據として三三例をあげることができるので明白である。三三例は省略する。

7) 喜田貞吉博士, 延喜式の杜撰, 歴史地理33の3。

8) 三代格所收弘仁五年3月29日太政官符, この官符は令集解選叙令郡司條集解にもみえてい

る。

9) 日本書紀, 天武天皇, 五年四月條。

### 3 陸奥国大國造道島島足

島足の伝は続日本紀延暦二年正月乙酉条並に大日本史卷121に収められているので周知のところであるが若干の補説を加えたい。

陸奥国牡鹿郡の人, その為人は「体貌雄壯, 志氣驍武, 素善馳射」。本姓は丸子, 天平勝宝5年8月(753)牡鹿連と賜姓, 時に大初位下であつた。早くより郷国を去り在京したものらしく, 新賜姓の四年後即ち奈良麻呂の陰謀露見の際には在京し坂上阿麻呂と共に奈良麻呂方より武勇人と目されている。果せるかな, 奈良麻呂の一件後八年目, 天平宝字8年(764)に惠美押勝逆謀のとき, 阿麻呂と共に殊功をたて同九月従七位上より従四位下という破格の恩典に浴し, 官は授刀少將にすすみ且つ牡鹿宿禰と新姓を賜つた, 10月兼相模守, 翌天平神護元年正月勲二等功田20町を授けられた註1。次いで二月, 授刀衛の機構改革により近衛員外中將となり, 後間もなく姓を道嶋宿禰と賜はり(この年月は正史にみえないが, 天平神護元年二月以降2年2ヶ月の間である), 1年を経て天平神護2年2月正四位下, 同10月更に正四位上と累進を重ね翌年即ち神護景雲元年12月に大國造となつたのである。同3年3月賜姓申請の勞をとり, 宝龜元年8月(770)蝦夷反乱の虚実検問のため陸奥に下つた。時に近衛員外中將より近衛中將にすすんでいた。島足の威風思ふべしである。宝龜9年2月兼下總守。後中衛中將内厩頭となり, 宝龜11年3月兼播磨守, 延暦二年正月(783)の八日に卒した。年不明。

続日本紀も大日本史も共に逸しているが, 日本後記の延暦16年2月条に押勝の乱の殊功により阿麻呂と島足は共に功田20町を加賜された

ことがみえている。この功田は共に子に伝えることが認められたものであつた。しかるにこの後、鳥足の功が苜田麻呂にまさつていたものであろう、鳥足の功田は大功に准ずるものとして世々絶えず伝えることとされた。ところが、延暦16年2月に至り苜田麻呂と鳥足との功は同等であるから(鳥足が従七位上から従四位下に叙されたのに対し苜田麻呂は正六位上から同しく従四位下になつてゐる。勲位は兩人共に二等となつてゐる)賞に不公平があつてはならぬとして、鳥足の功田も子にだけ伝えるように改められた。鳥足は延暦二年、苜田麻呂は同五年に歿しているから、兩人とも歿後のことであり、しかも苜田麻呂の子田村麻呂が征夷事業に着々武功をあげている。これらの事情から考えると、押勝の乱に際し功は鳥足の方がまさつていたものであろう。しかるに以上の如き措置がとられたのは、武の家として世から認められて来た坂上氏から何等かの運動があつてのことか、或いは桓武天皇の田村麻呂親任の思召しにいでてのことであつたらう。

彼が大国造になつたのは重大政変に際し中央において殊勲をあげたことに対する恩命によるものであつた。これに似た事例が他にもある。

#### ○第一例

天平勝宝九年奈良麻呂反乱の時殊功のあたものが国造になつてゐる。奈良麻呂の反を最初にあばいたのは上道臣斐太都という当時卑官の中衛舍人であつた。斐太都は功により同年七月従八位上から一躍従四位下(鳥足も同様であつた)となり姓を朝臣と賜つた(鳥足にも賜姓あり)次いで同月中に舍人から少将にすすみ、更に閏八月に吉備国造となつた。同十二月令の上功にあたる功田二十町歩を賜はり三世に伝うべきことが許された(鳥足の功田も二十町)。

さて神護景雲元年九月条(七六七)に上道朝臣正道という者の略伝が載つてゐる。

「備前国国造従四位下上道朝臣正道卒、正道者、本中衛、勝宝九歳、以告橘奈良麻呂密、授従四位、賜姓朝臣、語在勝宝九歳記中、歴美濃・播磨・備前等国守・宮内大輔・右兵衛督」

正道は統紀に散見しているが、両者の閥歴を合考すると斐太都和正道とは同一人で、前名は斐太都、正道は後名である。さすれば、斐太都の吉備国造は備前国造であらねばならぬ。吉備は国としては当時存在していなかつたからである。それは兎に角として、国造は大功あるものに対する一大恩命であつたことを知らねばならぬ。

#### ○第二例

前掲の上道朝臣斐太都が備前国造となつた年から三二年、卒年から二二年後に当る統紀の延暦七年条に「六月癸未、美作備前二国国造中宮大夫従四位上兼撰津大夫民部大輔和氣朝臣清麻呂」とある。清麻呂が歿した日本後紀の延暦十八年二月乙未条にも「贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前国造和氣朝臣清麻呂」とある。さて清麻呂が美作備前両国の国造となつた年月は正史に明載を欠くが、日本後紀の延暦十八年二月条の清麻呂伝に

「(清麻呂) 歸來上疏陳狀、詔以佐波良等四人(清麻呂の高祖父佐波良、曾祖父波伎豆、祖父宿奈、父乎麻呂の四人) 並清麻呂、為美作備前両国国造」

とあることと、統紀宝龜元年九月条に

「徵和氣清麻呂・広虫於備後大隅、詣京師」

とあることとにより、宝龜元年九月以降道鏡の非望を推いた殊功によるものであつたことが察知される。

二ヶ国の国造という異例が何故にこの際起つたかという、清麻呂の先代四人の墳墓は美作備前両国に互つてあつたし更にその遠祖弟彦王が新羅遠征従軍並びに忍熊別皇子の逆謀誅滅との二功により賜はつた藤原県もこの時には美作備前両国に互つておつたという特殊事情によるものであつた。道鏡の非望をしりぞけた殊功により清麻呂当人のみならず既に故人となつてゐる父、祖父、曾祖父、高祖父四人をも国造に任じたということは、国造の社会的榮譽性を明瞭に示しているものである。更に、清麻呂が国造となつた以後の官歴をみると、在国国造ではなかつたことも明瞭である。

## ○第三例

統紀延暦十年四月条に、駿河国駿河郡大領正六位上金刺舍人<sup>カチサシ</sup>広名という者が国造となつたとある。広名については他に全く所見がない。しかし此の年の三四年前に当る天平勝宝九年の八月即ち奈良麻呂の反が一応落着してから僅か一ヶ月後の事後拾収期に、やはり駿河国人金刺舍人麻自という者が殊功をあげている。八月十八日の勅に「去る三月二十日に皇天は朕に天下太平の四字を賜はつて区宇の安寧を表した（天皇の寝殿の承塵の裏から天下太平という四字が自ら生じたことがあつた。これをいう）。今ここに橘奈良麻呂等は潜かに逆徒を結び宗社を傾けんとしたが悉く天噴をうけ罪に伏した。ここに駿河国人金刺舍人麻自が獻ずる蚕兒の自ら字を成したるをえたり。その文にいう『五月八日に帝釈の標を開下し天皇の命百年息なるを知らしむ』と。この祥を頂戴して踊躍歎喜した。五月八日という日は太上天皇のために齋を設けて悔過し奉る終りの日に当つている。ここにおいて帝釈が皇帝皇后の至誠に感じ陛下の御宇をあらわして百年の遠期を授けたものである。天平勝宝九年八月十八日を改めて天平宝字元年とする。瑞祥を獻じた白丁金刺舍人麻自は従六位上に叙し物を賜うべし」とある。（麻自は実は八麻呂なることの考証は省略する）

麻自は奈良麻呂の反直後の拾収に殊功をいたし、かくして或は駿河国造にもなつたのかも知れない。広名はその後裔であろう。一步を譲つて、奈良麻呂の反に大功をいたした金刺舍人の氏族は白丁から土地の名族となり治績をつかむことにより広名に及んで国造となつたのかも知れない。いつれにもせよ、金刺舍人氏の国造となつたのは直接か間接にか奈良麻呂一件に関係をもつている。

## ○第四例

統紀神護景雲二年二月条によれば、漆部直伊波という者が姓を相模宿禰と賜はり且つ相模国造となつているが、四年前の天平宝字八年十月条に

「庚午（七日），詔加賜親王大臣之胤，及預討

逆徒諸氏人等位階（九月仲麻呂の一件発覚）

…漆部直伊波…並従五位下」

とあるので伊波は仲麻呂征討に武功のあつた人物であることがわかる。翌天平神護元年正月に勲六等，十二月右兵衛佐，その翌年十二月兼大和介となり，次いで郷国相模の国造となつたのである。仲麻呂一件武功の年と国造就任の年との間に四年の経だたりがあるが，伊波の国造たるに足る才幹を認められた誘因は何んといつても仲麻呂一件の政変期の武功によるものであつた。

伊波は国造就任の年の七月に修理次官（右兵衛佐故の如し），同三年六月玄蕃助，宝龜二年九月鼓吹正，同五年四月尾張守と歴任しているので在国国造とはみとめがたい。

## ○第五例

道島島足が陸奥国大國造に，道島三山が国造になつたと同時に武蔵宿禰不破麻呂が武蔵国造になつている。不破麻呂は本姓丈部直，本貫は武蔵足立郡で仲麻呂一件に殊功を立てた人物である。国造になつた経緯は道島島足と全く同一である。

不破麻呂は大功の翌神護景雲元年八月に下総員外介，十二月に姓を武蔵宿禰と賜はり国造となつたものである。類聚国史一九国造条延暦十四年十二月に武蔵国足立郡大領外従五位下武蔵宿禰弟総が国造になつている。弟総は不破麻呂の後か同族に相違ない。

## ○第六例

女性にして国造となる場合がある。

国造浄成女は因幡国高草郡の采女として上京，宝龜二年正月従五位下，同二月一族七人と共に姓を因幡国造と賜つた。同十一月因幡は須岐となりこの事に関与して同月従五位上，十二月に因幡の国造に任ぜられたものである。姓と職とは別であつたことはこれで明瞭である。その後累進して従四位上にいたり延暦十三年新たに京に家を作るため百濟王明信・五百井女王・置始女王・和氣広虫等と共に山背河内摂津播磨等の国稻一一，〇〇〇束を賜つた。同十五年十月歿，日本後紀はその伝に「天皇特加寵愛，終

至顯位」と記しているところからみると、特に天皇の寵愛をうけ采女としては破格の顯位に至りうる人物にして始めて国造となりえたのである。闕歴に徴し、郷国に在住した国造ではない。

命婦従五位下尾張宿禰小倉女も天平十九年三月尾張国造になつている。二年後の天平勝宝元年八月に卒し正史また小倉女につき記するところが少く詳細を知りたいが、嘗て天平九年二月に従七位下から一躍外従五位下に昇叙したことがある。尾張宿禰という国造を貰うた氏姓からみると小倉の家は元来「国造氏」であつたかと想像されるが、それにしても破格昇叙にあづかりうる如き人物にして始めて国造となりえたものであろう。

続紀神護景雲二年六月条によれば、掌膳常陸国筑波采女従五位下勲五等壬生宿禰小家主・尙掃従五位上美濃直玉虫・掌膳上野国佐位采女外従五位下小野佐位朝臣老刀自の三女性がそれぞれ郷国国造に任ぜられた。特に小家主が女性の身で勲五等の勲位をもつている点が注目される。本来小家主の姓は壬生直であつた(天平宝字五年正月条)が、何時の頃にか連となり(天平神護元年正月条)、神護景雲元年三月に宿禰となつた。正史には勲五等になつた時期や又理由に関して何等記載がないが、これは国造となつた前年即ち恵美押勝一件に功をいたしたため姓を宿禰と賜り次いで勲位に叙されたものであろう。そうすれば、小家主の国造に任ぜられた経緯も、道島島足の場合と全く同一である。

道島島足は陸奥の大国造として歿年まで十数年間その任にあつたものであろう。国造の機能は一般の職掌と異つていたから定つた任限があつたとは考えがたいからである。むしろ終身官であつたと考えられる事例が存在する。例えば和氣清麻呂は六七才で歿しているが美作備前二国の国造となつたと推定される宝龜元年頃から歿年の延暦十八年まで三〇年近くも国造の任にあつた。また大和国造大和宿禰長岡も八一才の高齡で歿するまで国造であつたから註2、少くとも三〇年以上の長きにわたつて国造の任にあつ

たと推定される。長岡の国造になつた年月は正史に見えないが天平九年頃には国造になつていたと考えられるからである註3。出雲国造出雲臣広島も少くも二二年以上の長年月にわたつて国造であつた註4。

註:(1) 日本後紀、桓武天皇、延暦十六年二月條

(2) 續紀神護景雲三年十月癸亥條に「大和國造正四位下大和宿禰長岡卒」とあるのみならず、長岡歿年後二〇年の延暦十年三月條にも制定律令施行のことを述べて「故大和國造正四位下大和宿禰長岡」とあるので終身在任したことは明白である。

(3) 大和國造大和宿禰長岡は前名小東人、姓は大和忌寸であつたが天平九年十一月に姓を宿禰と賜はり、散位正六位上から外従五位下を授けられ純二〇疋を賜つた。その理由として續日本紀は神宣あるがためなりと述べている。これは瀧川政次郎博士の律令の研究一六五——六頁にある如く、大和氏の奉仕する大和國山邊郡大和坐大國魂神社の神宣のことであつて、この年大流行した疱瘡退散に關する神宣であつたにちがえない。その慘狀は類聚符宣抄所收天平九年六月二十六日官符・大日本古文書卷二所收天平十年和泉監正稅帳・續紀に詳しく百官官人の罹病者續出し廢朝したほどである。かかる際に長岡は國造としてその奉仕する大國魂神の神宣をうけたものであろうから、少くとも天平九年には大和國造であつたと推定されるのである。

(4) 廣島が出雲國造になつた年月は未詳であるが續紀によれば神龜元年正月に國造として神賀辭を奏し同三年二月にも國造として齋事をにため天平十年二月には國造として昇位にあづかつている。その間、出雲風土記には勅造者の一人として名を列ね更に東大寺成卷文書三出雲國天平六年計會帳にもみえているので、廣島も少くも二二年以上の長年月にわたつて國造であつたことが知られる。

#### 4 得分と員數

國造に対して國造田があつたことは周知のところである。

國造田は、國造の機能を行使する場合の事務費的なものではなくて得分である。そのことは田令第一田長条集解に

「釈云……民部例、神田寺田戒本田放生田國司公廩田以上為不輸租田、無主位田闕郡司職田

關国造田嗣采女田射田公田乗田已上不輸租田  
為地子田、見任国造田郡司職田采女田位田口  
分田墾田已上為輸租田也」

とあり、又田令第三二郡司職分田条集解にも  
「凡郡司職分田、古記云、輸租也、射田国造田  
采女田亦同」

とあるので明白である。国造田は輸租田であり、畿国造田は地子田である註1。

ここにおいて選叙令第十三郡司条集解によれば「古記云……国造者一国之内長、適任於国司、郡別給国造田」とある。一体、得分である国造田が郡別に給されるということは如何なることであろうか。例えば太政大臣の職田四〇町が大和添上郡・城下郡・山背相楽郡・綴喜郡・久世郡・近江栗太郡・播磨揖保郡というように散在していた事情と同様な理由であつたのか註2。

そこで選叙令郡司条集解をみると

「問、国造叙法若為、

答、臨時処分耳、但与大領同位以上耳」

という法家の問答がある。これは国造叙法の大まかな基準をいつたものであつて国造田について述べているものではないが、国造叙法基準の引き合いに大領が出されていることは国造田を考える上に一応の手がかりとなる。郡司職分田は田令によると大領六町、少領四町、主政主帳各二町であつた。

さて、時代がややくたり大化後国造制末期の史料であるが、政事要略並びに別聚符宣抄所収の延喜十四年八月八日太政官符と別聚符宣抄所収延長七年三月十三日太政官符とによれば国造田合計四一町五段がみえている。これを表示すれば次の如し。

国造田田積 (單位町)	國造田所在國名	同上國數	摘要
1.8	隱岐	1	
4.6	三河	1	六町及びその近似値田積國造田のあつた國は二七の多數にのぼる。
5.0	伯耆	1	
6.0	尾張、駿河、伊豆、飛騨、信濃、下野、若狹、越前、能登、丹後、因幡、備前、美作、安藝、長門、淡路、讃岐、伊豫、筑前、豊前、肥前、日向、壹岐	23	
7.0	伊勢	1	
8.0	近江	1	
11.0	加賀	1	
11.5	土佐	1	
12.0	相模、武藏、越中、石見、筑後	5	
13.0	遠江	1	
18.0	上總、下總、備後	3	六町の三倍數及びその近似値田積國造田のあつた國。
18.6	備中	1	
19.0	肥後	1	
24.0	美濃	1	六町の四倍數。
36.0	常陸	1	六町の六倍數。
以上計411.5		43	

この表は大化後国造制度衰退期の、従つて国造田原型の崩壊しかかつた時期のものであるということを念頭において、この表から国造田盛行期の形態を推量してみるならば、国造田は六町又はその倍數田積が国造田にあつたものであ

ることがわかる。

ここにおいて、国造田が郡別に給するものであつたということと、国造田が国ごとに六町乃至その倍數若しくはそれらの近似値田積であつたということとの關聯性について考えてみた

い。既に先人が指摘した如く註3, 選叙令集解に「国造之人」「国造氏」「見任国造人」等の言葉があり註4, 国造之人とは見任国造人と同一で現在国造である者のことで所謂一般に国造というものである。もつとも「国造」は現任国造という意味の外に, 姓や氏の名にも使用される場合もある註5。さて国造氏とは国造に任ぜられることの出来るケースの氏のことである。従つて国造は国ごとにしかも一人あるのが原則であつた。神祇令集解に「穴云……国造, 国別有耳」「国造謂官之名耳, 每国一人可有耳」とあるので明白である。これに対して国造氏は必ずしも一人とは限らない。国造は大化以前からの伝統性に由来するから, 律令制国郡制度実施後と雖も, 国造たりし氏は国によつては一国内に数氏ありえたわけである。そうであつたからこそ, 大宝二年に諸国の国造の氏を定めるためにその名を国造記において具さにする必要もあつたのである註6。時代の淘汰を経て国造氏の数が自ら減少して一つになつた国もあつたであろうが, 一般にはいくつかの国造氏がいくつかの郡にありえたわけであるから, これらの国造氏のうちから一国一人という国造に任ぜられる場合, 国造田はその本貫郡において給されたものと考えられる。国造となりえなかつた国造氏の本貫郡にある国造田は畿国造田となる。畿国造田は, この外にも一国として全く国造を欠く場合にも生じる。かかる叙法を意味しているのが, 先に引用した「郡別給国造田」という記載であろう。陸奥に国造田があつたという明証は見当らぬが, 一般の趨勢からみるならばあつたに相違ない。

一国一名という原則からいえば, 陸奥に大国造と国造とが同時に任ぜられたのは異例である。これは大国造となつた道島島足の殊勲にもよること乍ら, 陸奥の広大性と辺要国という特殊性によるものであつた。

大化以後の国造に関しては兼兵衛国造と采女国造にも言及すべきであるが, 本稿の目的からはかなりかけ離れるので茲には省略する,

註:(1) 關國造田は地子田であつたことは延喜主税式

條にも凡勘租帳者, 皆據當年帳……其位田職田國造田采女田簀力婦女田賜田等, 未授之間……並爲輸地子田とある。

- (2) 三代格所收延曆九年八月八日太政官符
- (3) 新野直吉, 大化改新以後の國造, 岩手史學研究第七號
- (4) 延喜式神祇三臨時祭條にも凡座摩巫, 取都下國造氏童七歲已上者充之, 若及嫁時, 申辨官充替とある。
- (5) 姓としての國造の例は正史に廣く散見しているがその一例をあげると天平五年六月條に「多榎島熊毛郡大領外從七位下安志託等十一人, 賜多榎國造姓」とある如き。又, 氏の名としての國造の例は正倉院文書御野國肩縣郡大寶二年籍その他類例多し。
- (6) 續紀, 文武天皇, 大寶二年四月條「詔, 定諸國國造之民, 其名具國造記」

## 5 結 語

大化改新の基本態度からいえば前代以來の國造は否定さるべきものである。律令制度は巧みに「国造氏」を地方行政の郡司機構の中に拘束し且つ摂容した。しかしこの方法を以つてしても地方における伝統旧勢力を満足せしめえずと感ぜられると, 政治面の「実」ではなく, 社会榮譽面の「名」として祭祀に關与せしめることになつた。「名」による統御である。ここに國造の機能は明確な職掌としてではなく, 不明確な職分となつた事情が潜んでいる。大化前の國造とは全く異つて, 転化した形態において國造が更生した時期は, 先学の既にいう如く天武朝である註1。大化以後天武朝を経て國造記がつくられた文武朝頃までの時期は, 國造の第一期更生期と見做すことが出来る。社会的榮譽性の裏づけとして得分である國造田が公認設置されたのもこの時期であつたと思う。

國造制の第二期, 即ち極盛期は奈良朝である。國造の榮譽性の故に國事に殊功ある者が新たに國造に任ぜられたのもこの期においてであつた。その貫國に居らず京にとどまる者であつても殊功ある者を國造に任じ貫國に対する榮譽を荷なさせた。功勞ある者の祖先(既に故人となつてゐる)にすら國造の尊稱が許された。女

性であつてもよい。夷種の出と考えられる者に対して許された(道島島足の前姓丸子は夷種と考えられるが、その考証は省略した)。更に国造氏でなくとも功あるものには許されるようになった。かくして陸奥国大國造が成立する。第一期の更生期にあつては、祭祀という機能がやや明確に存していたが、極盛期に至りその社会的榮譽性が昂騰するにつれて祭祀権が淡くなり、貫国百姓の請願仲介とか賜姓仲介というが如き、社会的榮譽性を背影とした機能——中央に対して顔をきかせる——が伴つてきた。出雲とか紀伊の如き特殊な伝統をもつ国の国造は別として、その機能がよい「実」を去つて「名」に傾いて来た。既に故人になつている者や京にとどまる女性などが国造に任ぜられるようになったということは国造制衰退期の発端をなす。

第三期に当る衰退期は奈良期の末に既に始まつた。平安初期が衰退期に当る。続日本後紀

の仁明天皇承和元年十月条によれば、兵部省の請う所により、国造田二十町の地税を以つて永く親王以下五位以上二十人の内射調習の資にあてたことがみえている。又、延喜式民部上に隱岐は国造田三町の地子を以つて健児の食にあてるという規定がある。前に引用した延喜十四年八月八日の太政官符は、四十三カ国の国造田合計四一町五段を廢すことを述べているものである。大日本史料第二編之五、六八七頁所収の榮山寺文書によれば、寛弘三年九月二十一日に大和の榮山寺が同寺の寺領田畠三十町八段二百八十八歩の租税を免除せられんことを国衛に申請し、ついで守源頼親のゆるしを得ている。国衛の勘注によると、大和十市郡にあつた国造田は同寺の寺領に併呑されたことが知られる。

註 (1) 津田左右吉博士、日本上代史の研究、二二四頁(備考 本稿は文部省科學研究助成補助金に依る研究成果の一部である。附記してその學恩を深謝す。)

## ABSTRACT

Before the Reformation of Taika (645 A. D.) there was in Japan the "Kuni-no-miyatsuko" as an official post to govern a province. This ancient organization for local administration, however, was abolished and a new government system was established by the Reformation. Nevertheless, the "Kuni-no-miyatsuko" had been kept up for a long time since then.

This paper is a report of the study on the "Kuni-no-miyatsuko" after the time of the Reformation of Taika. The study was centred on the "Daikokuzô" (the correct reading of which is now still uncertain, but the author of this paper tentatively calls it as such), in Mutsu province, the north-eastern borderland in Japan proper.

The period of the "Kuni-no-miyatsuko" after the Reformation is considered to be divided into three part:

I The time of revival. The Reformation of Taika was a political change, but in order to keep the harmony with the old traditional influence, the "Kuni-no-miyatsuko" was revived in a different form from the former; namely, it was changed into an honorary position without having any political power.

A man who was appointed to the "Kuni-no-miyatsuko" was engaged in holding divine services to gods. The time of revival of the "Kuni-no-miyatsuko" covers the period from the reign of the Emperor (Empress) Temmu (670's A. D.) to that of the Emperor (Empress) Mommu (700's A. D.)

when the "Kokuzô-Ki" (a History of the "Kuni-no-miyatsuko") was written.

II The highest time. This time extends over seventy years when the city of Nara was the capital of Japan.

In this period, the "Kuni-no-miyatsuko" was chosen in each province among the members of the "Kokuzô-Shi" (the houses which were authorized to become the "Kuni-no-miyatsuko").

As for the treatment for the "Kuni-no-miyatsuko" it is considered that he was granted as the salary the "Kokuzô-den" (an estate attached to the "Kuni-no-miyatsuko"), which was about six chôbe (14.70 acres) wide. The principal functions of the "Kuni-no-miyatsuko" were as follows:

(I) He was to transmit to the central government the petitions presented by the inhabitants in the province.

(II) He was to hold divine services to the local deities.

(III) He was given a priority in his claim for being appointed to a "gunji" (a government of a district).

(IV) He also had some priority in being

appointed to a government official.

Because the "Kuni-no-miyatsuko" was a position with social honour, one who had rendered services to his country, was appointed to this position although he was not living in his native place at that time.

A woman was also appointed to this position. Moreover, as a title of honour, this was conferred posthumously to the deceased.

This tendency continued, till one who was not a member of the "Kokuzô-Shi" was appointed to this position. Thus, the position of the "Daikokuzô" was created in Mutsu province. It is an exceptional case that the two officials, the "Kuni-no-miyatsuko" and the "Daikokuzô", were appointed in Mutsu province. This is probably due to the peculiarity that Mutsu province was a borderland in Japan.

III The time of decline. Finally the "Kokuzô-den" (the estate given to the "Kuni-no-miyatsuko") was used for other purpose during the period from the end of the Nara era to the beginning of the Heian era, the "Kuni-no-miyatsuko" being destroyed.